

チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

●中小企業組合検定試験

(平成29年度中小企業組合検定試験「組合制度」第4問より抜粋)

次に掲げた条文の内容が正しいものには○印、誤っているものには×印で答えてください。なお、条文は全文ではありませんが、ここに記載の内容をもって判断してください。

A. 中小企業等協同組合法(私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第7条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用については、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合又は信用協同組合であって、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 資本金の額又は出資の総額が5億円(小売又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円)を超えない法人たる事業者

B. 中小企業等協同組合法(役員に欠員を生じた場合の措置)

第36条の2 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

C. 中小企業等協同組合法(総会招集の手続)

第49条 総会の招集は、会日の10日(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、総会は、組合員の3分の2以上の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

※解答は、10ページをご覧ください。

組合運営 あれこれ

Q & A



出資証券紛失の際の 取扱いについて

協同組合の組合員が、その出資証券を紛失した場合、組合及び組合員はどのような手続をしたらよいでしょうか。



出資証券は、市場性を有する証券ではないので、一般の有価証券と同様に取り扱う必要はなく、例えば預金通帳、領収書等の紛失の場合の取扱いと同様組合員より紛失届を提出させ、それにより組合は新たに証券を再交付するだけで差し支えありません。したがって、公示催告の手続は要しません。